

◎新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会文書規程（平成7年9月新潟県教育長訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第1		別表第1	
記号	課名	記号	課名
(略)		(略)	
教生	生涯学習推進課	教生	生涯学習推進課
		教文	文化行政課
(略)		(略)	
別表第2		別表第2	
記号	出先機関及び教育機関の名称	記号	出先機関及び教育機関の名称
(略)		(略)	
教生セ	生涯学習推進センター	教生セ	生涯学習推進センター
		教青研	青少年研修センター
教少	少年自然の家	教少	少年自然の家
		教近美	近代美術館
		教近美万	近代美術館万代島美術館
(略)		(略)	